平成２２年（フ）第４３６号
滋賀県甲賀市水口町高塚９番11号、前住所滋賀県甲賀市水口町山3499番地４
債務者　大山　　悟
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３７号
滋賀県甲賀市水口町高塚９番11号、前住所滋賀県甲賀市水口町山3499番地４
債務者　大山津留美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４１号
滋賀県栗東市上鈎48番地305号
債務者　長井　尚之
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４８号
大津市一里山４丁目17番10号メゾンＫＯＮＤＯ101
債務者　野間　静香
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０５号
滋賀県蒲生郡竜王町岡屋1423徳谷アパート203、住民票上の住所京都市北区西賀茂水垣町65番地１　パテイォ・モア西賀茂103号
債務者　麻田　博之
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２１４号
滋賀県近江八幡市本町５丁目12番地203号
債務者　喜多　　碧
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第７４号
鳥取県岩美郡岩美町大字田後85番地
債務者　松野　　歩
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６０号
鳥取県米子市古豊千910番地２
債務者　大橋　艶子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１０１６号
広島市安佐南区山本４丁目25番26―1102号
債務者　桐田　恭子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１０７号
広島県東広島市西条町寺家7859　メゾン寺家Ｄ棟105号、住民票上の住所広島県東広島市高屋町溝口585番地
債務者　ゆとらいふやましたこと　山下　卓治
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９５号
広島市西区三篠町２丁目４番20―801号
債務者　當麻　和子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４２２号
広島市東区温品２丁目22番８―101号
債務者　高垣　香織（旧姓横谷）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４２３号
広島市中区江波東１丁目３番19号
債務者　小山　政代
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４３５号
広島市南区旭３丁目５番34号　ヤブサキアパート
債務者　尾崎　冨子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５４号
高知市中水道10番29号
債務者　岡村　恭次
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５８０号
高知県香南市野市町本村1121番地
債務者　竹村　彰夫
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６２０号
高知市朝倉己77番地７
債務者　坂東　美陽
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６３８号
高知市城山町９番地５
債務者　若松　繁己
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高知地方裁判所破産係